

地域公共交通確保維持改善事業実施要領

	平成23年	4月	1日	国総計第	5号
				国鉄財第	4号
				国鉄業第	4号
				国自旅第	20号
				国海内第	8号
				国空環第	5号
改正	平成23年	6月	1日	国総計第	23号
				国空事第	119号
改正	平成23年	8月	31日	国総支第	9号
				国自旅第	30号
改正	平成23年	12月	5日	国総支第	34号
改正	平成24年	5月	21日	国総支第	12号
				国自旅第	101号
改正	平成24年	11月	19日	国総支第	44号
				国自旅第	326号
改正	平成25年	5月	8日	国総支第	9号
				国鉄事第	29号
				国自旅第	22号
				国海内第	11号
				国空環第	14号
改正	平成25年	11月	29日	国総支第	62号
改正	平成26年	3月	28日	国総支第	88号
				国自旅第	620号
				国海内第	94号
				国空環第	95号
改正	平成26年	5月	21日	国総支第	13号
改正	平成27年	4月	9日	国総支第	67号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	328号
				国自旅第	379号
				国海内第	119号
				国空環第	90号
改正	平成28年	3月	31日	国総支第	61号
				国鉄都第	128号
				国鉄事第	471号
				国自旅第	408号
				国海内第	137号

		国空事第7273号
		国空環第 77号
改正	平成28年11月28日	国総支第 46号
		国鉄都第 76号
		国鉄事第201号
		国自旅第211号
		国海内第111号
		国空環第 57号
改正	平成29年 6月 9日	国総支第 16号
		国鉄都第 37号
		国鉄事第 58号
		国自旅第 50号
		国海内第 40号
		国空事第209号
改正	平成29年 8月 2日	国総支第 32号
		国自旅第104号
改正	平成30年10月25日	国総支第 34号
		国総安政第66号
		国空事第882号
改正	平成31年 2月25日	国総支第 47号
		国鉄都第129号
改正	令和 2年 2月 5日	国総地第 58号
		国総交第 98号
改正	令和 2年 4月 2日	国総地第 81号
		国鉄都第266号
		国自旅第335号
改正	令和 2年 6月22日	国総地第 33号
		国総安政第22号
改正	令和 2年 7月 1日	国総地第 35号
		国自旅第 79号
改正	令和 3年2月16日	国総地第 98号
		国鉄事第635号
		国自旅第408号
		国海内第209号
		国空事第1628号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金

の交付等地域公共交通確保維持改善事業の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 共通事項

(1) 生活交通確保維持改善計画の策定について

生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）のうち、陸上交通の確保維持事業に係るものを策定する場合には、とりわけ当該事業が地域の様々なモードの交通に関係することから、当該事業に係る確保維持改善計画には、地域の生活交通の望ましいあり方から導き出される、地域において目指す地域間、地域内の生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性が明示されることが必要であるとともに、この考え方や方向性を前提として、本事業により確保維持すべき生活交通の具体的内容が定められることが必要である。

なお、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）では、活性化法定協議会（活性化法第6条第1項の協議会をいう。以下同じ。）を設置し、関係者による議論を経て、地方公共団体等が地域公共交通計画や地域公共交通利便増進計画（以下「利便増進計画」という。）等の法定の計画を策定した上で各種の取組みを進めていくこととしている。地域公共交通計画や利便増進計画等には、当該地域において目指す生活交通ネットワークのあり方の考え方や方向性、具体的な目標等が明記されることとなるところ、交付要綱において確保維持改善計画に記載する事項とされている事項のうち、地域公共交通計画や利便増進計画等に記載のあるものは、それを活用しつつ、不足する事項を追記又は記載した書類を添付することをもって、地域公共交通計画や利便増進計画等を交付要綱に定めた確保維持改善計画として取り扱う。

(2) 協議会について

交付要綱第3条第1項において協議会の構成員を定めているが、同項第4号に掲げる者については、例えば、道路管理者、利用者の代表、労働組合の代表などがこれに該当する。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する自治体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、確保維持改善計画の策定に必須となる関係者が実質的に参加していればよい（ただし、交付要綱に特別の定めがある場合にあっては、この限りでない。）。

さらに、都道府県単位で一つの協議会を設け、その下に市町村単位又は輸送機関単位、確保維持事業とバリア解消促進等事業といった事業単位の分科会を設置する等によって協議会の集約化を図ることもよい。

なお、当該地域において活性化法定協議会を設置する場合には、当初から、確保維持改善計画の策定に必要な者により構成するものとし、地域公共交通計画や利便増進計画等に係る議論と地域公共交通確保維持改善事業の実施に係る議論は一体的に行われ、これらの計

画を推進し、地域公共交通ネットワークを再構築するため、効果的な支援が行われるようにすべきものであることにも留意する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業について

(1) 陸上交通に係る確保維持事業

①確保維持改善計画の策定について

陸上交通に関する地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統に係る確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下「地域間幹線系統に係る確保維持改善計画」という。）は、協議会又は都道府県が策定することが通常と考えられるが、都道府県と関係市町村で合意が整った場合は、市町村が共同で策定することを妨げない。

②利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合の確保維持改善計画の記載事項の省略について

ア. 地域間幹線系統

交付要綱第7条第4項の別に定める事項は次のとおりとする。

- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果・前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- ・ 交付要綱別表3の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
- ・ 交付要綱別表3の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
- ・ 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

イ. 地域内フィーダー系統

交付要綱第17条第3項の別に定める事項は次のとおりとする。

- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・ 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- ・ 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
- ・ 補助金の交付を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定手法

③確保維持改善計画の認定申請日等

ア. 申請日

交付要綱第8条第2項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合は次の1）～4）に掲げる場合とし、大臣が指定する日はそれぞれに規定する日とする。

1) 利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合

利便増進計画に係る補助対象事業の基準の特例（以下「利便増進特例」という。）の適

用を初めて受けて補助金の交付を受けようとする会計年度（以下③において「初年度」という。）にあつては、適用開始月の前月10日とし、利便増進特例に係る2年目以降の会計年度においては、各会計年度の前年度の6月30日とする。ただし、初年度の利便増進特例の適用開始月が8月又は9月であつて、当該特例に係る認定申請日が2年目に係る認定申請期限を過ぎている場合にあつては、2年目に限り、1年目の認定申請と同時とする。

2) 補助金の交付を受けようとする前年度に交付要綱第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

3) 地域独自の実証運行を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

4) 交付要綱附則第20条により準用することとされた第109条の規定により特定被災地域公共交通調査事業の交付決定を受け、当該調査を踏まえて4月以降に運行を開始する地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画について認定申請を行おうとする場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日

イ. 認定を行う日

ア. の申請に対する認定を行う日として交付要綱第10条第1項（第18条において準用する場合を含む。）に規定する大臣が別途指定する日は、次の1)又は2)に掲げる場合ごとにそれぞれに規定する日までとする。

1) ア. 1) の場合

利便増進特例の適用開始月の前月末（初年度の利便増進特例の適用開始月が8月又は9月である場合の2年目にあつては、2年目の補助対象期間の開始前）

2) ア. 2)～4) の場合

補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日

④協議会について

ア. 既存の協議の場の活用について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画に関する議論を行う場合であつて、地域住民の生活交通のあり方、確保策に関する協議の場として、既に道路運送法施行規則第15条の4第2号に基づく地域協議会が設置されているときは、原則としてこれを活用して行うものとする。

また、地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域

内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下「地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画」という。)に関する議論を行う場合であって、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に関する協議又は地域の公共交通の活性化や住民の移動手段の確保等、地域公共交通のあらゆる課題にとって最適な公共交通のあり方の協議の場として、既に道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議が設置されているときは、原則としてこれを活用して行うものとする。

イ. 確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画又は地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画(以下「陸上交通確保維持改善計画」という。)の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に限り、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第9条第1項(第18条の規定により準用する場合を含む。)の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の1日当たり計画運行回数の10%以内又は1回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程(デマンド型にあってはサービス提供時間)の10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。

ウ. 活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合の取扱いについて

1) 活性化法に基づく法定計画の取扱いについて

活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合については、当該協議会における協議を経て、当該協議会の構成員である地方公共団体が地域公共交通計画を策定し、当該計画に基づく取組を行っていることを前提とする。

2) 活性化法法定協議会が補助対象事業者となる場合に必要となる添付書類について

交付要綱第8条第3項第2号の2(第18条の規定により準用する場合を含む。)に定める書類は、以下に掲げる書類とする。

- ・活性化法法定協議会が補助対象事業者となることに関する当該協議会における協議結果が確認できる書類
- ・地域全体の生活交通ネットワーク(国庫補助対象外の系統を含む。)が確認できる書類
- ・当該協議会に係る関係者の役割分担を明らかにした書類
- ・運送予定者との間の運行委託若しくはそれに準じた契約(以下ウ.において「運行委託契約等」という。)に係る書類又は運行委託契約等を締結することを確認できる書類(運行委託契約等を締結しない場合にあつては、運送予定者との間のサービス水準に係る取

り決めが確認できる書類等)

- ・ 交付要綱第7条第1項第6号の2又は第17条第1項第6号に定める利用状況等の継続的な測定に係る結果並びに当該結果を踏まえた評価及び改善点を記載した書類（当該協議会が交付要綱第4条第3項及び第15条第3項の規定により初めて補助金の交付を受けようとする事業年度に係る確保維持改善計画を提出する場合を除く。）

⑤企画競争その他これに準ずる競争性のある方法による運送予定者の選定について

確保維持改善計画策定に伴い運送予定者を選定するに当たっては、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行わねばならないことを交付要綱第7条第3項（第18条において準用する場合を含む。）において定めている。これは、事業者選定に当たっては、価格だけでなく、サービスの品質や地域のニーズに沿った運行、安全性の確保などを総合的に考慮して、企画競争等により選定し、選定の意思決定について不透明な行為を抑止し、地域への説明責任を果たすことを目的とするものであって、その選定方法については企画競争に限定するものではない。

また、地方部などにおいては見込まれる運送予定事業者が1者である場合もありうるが、そのような場合においても、HP掲載により一定期間公募を行う等競争性のある手続きを実施する必要がある。

なお、利便増進計画には地域公共交通利便増進事業（以下「利便増進事業」という。）の実施主体を記載することとされており、確保維持改善計画の策定段階においては運送予定者を選定済みであることも考えられる。このため、この場合については、交付要綱第7条第3項に規定する「これに抛りがたい事情」に該当するものとし、利便増進計画に実施主体として記載された者を運送予定者として記載することができるものとする。

⑥同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の範囲について

複数の系統がある場合に主系統とそれ以外の系統を比較した場合の差異が下記の基準の範囲内となっている場合は、両系統は同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

なお、主系統とは、補助対象系統を構成する運行系統群のうち、最も運行回数が多いもの（運行回数が同数の運行系統が複数ある場合は、最もキロ程が短いもの）をいう。

【同一の補助対象系統として取り扱う運行系統の基準】

ア. 基本的な取り扱い

1) 主系統のキロ程が10km未満の場合

主系統と異なる区間のキロ程が1km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

2) 主系統のキロ程が10km以上の場合

主系統と異なる区間のキロ程が主系統のキロ程の10%以内かつ10km以内の運行系統は、主系統と同一の補助対象系統に属するものとして取り扱う。

イ. 協議会が特に認める場合の取り扱い

上記ア. の基準は満たさないものの、地域の実情にかんがみ同一の補助対象系統に属するものとして取り扱うことが必要と協議会が認める運行系統については、上記ア. の「1 km以内」を「2 km以内」、「10%以内かつ10 km以内」を「20%以内かつ20 km以内」に、それぞれ読み替えて適用する。

⑦地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における輸送量の算出等について

ア. 協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の「平日」の取り扱いについて

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等における「平日」、「土曜」、「日曜祝日」の「運行回数」及び「運行日数」については、補助対象事業者が停留所に掲示する時刻表における「平日ダイヤ」、「土曜ダイヤ」、「日曜祝日ダイヤ（平日ダイヤ及び土曜ダイヤ以外の全てのダイヤを含むものとする。）」の各区分に対応する「運行回数」及び「運行日数」によることを原則とする。

この場合において、年末年始、お盆、学校休業日等の輸送需要が一時的に減少する場合や、イベント等で需要が一時的に増加する場合であって、都道府県協議会等が認める場合は、暦上は「平日」、「土曜」、「日曜祝日」に該当する場合であっても、異なる区分によるものとする。

(例1. 暦上の日曜日に通常の日曜日よりも増便して「平日ダイヤ」で運行する場合／例2. 暦上は国民の祝日に該当しない金曜日に通常の日曜日よりも少ない「日曜祝日ダイヤ」で運行する場合)

イ. 天災その他やむを得ない事情がある場合について

実際には運行を行っていない場合であっても運行したものとみなして算出した値（「みなし値」）を例外的に使用することとし、他に定める場合を除き、具体的には以下の場合が該当するものとする（なお、年末年始やお盆、学校休業日等の一時的に輸送需要が減少する期間の減便・運休については、「天災その他やむを得ない事情がある場合」には該当しないことから、必要に応じ協議会において「平日1日当たりの運行回数が3回以上」で足りるものと認めるか否か協議し、認める場合には、地域間幹線系統に係る確保維持改善計画に記載すること。）。

【天災その他やむを得ない事情がある場合】

- ・地震、津波、台風、洪水その他の天災に起因する場合
- ・交通事故に起因する場合
- ・交通規制に起因する場合
- ・国、地方公共団体その他の行政機関からの要請に起因する場合
- ・感染症の流行、ストライキその他の原因による乗務員、運行管理者、整備管理者その他の運行上必要な従業員の一時的な不足に起因する場合
- ・天災等に伴う燃料の供給の不足に起因する場合

- ・その他大臣がやむを得ない事情による運休と認める場合

ウ. 運行回数及び運行日数について

- 1) 様式第1-1~4に添付する「表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）」の記載について

- a. 計画運行日数について

- 補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。なお、うるう年の処理は十分注意すること。

- b. 計画運行回数について

- 補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを（ ）内に記載する。

- 2) 「様式第1-5」の記載について

- 運行回数については、1日平均運行回数（協議会が、平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りるものと認めた場合は、平日1日当たり平均運行回数）の実績を記載すること。

- 3) 「様式第1-8」の「4. 地域間系統の運行状況」の記載について

- a. 計画運行日数について

- 補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。

- b. 実績運行日数について

- 原則として、補助対象期間中の総実績運行日数を記載する。なお、同期間中に上記イ. の天災その他やむを得ない事情がある場合に終日運休した場合には、「みなし値」を記載する。

- c. 計画運行回数について

- 補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。

- d. 実績運行回数について

- 原則として、補助対象期間中の全暦日数における総実績運行回数を記載する。なお、同期間中に上記イ. の天災その他やむを得ない事情が認められ、減便・運休した場合には、該当する運休回数を「ル」欄に記載することとする。

エ. 利便増進特例について

- 1) 利便増進特例が適用される運行系統について

- 交付要綱第6条第2項の「利便増進計画に地域間幹線系統と位置付けられた系統」（第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合について同じ。）とは、認定を受けた利便増進計画に活性化再生法第2条第13号イの事業（形状等の変更を伴わないものを除く。）、活性化法第2条第13号ロの事業又は活性化法第2条第13号ハの事業のいずれかに該当する事業の内容となるものとして位置付けられたものであって、少なくともその起点又は終点のいずれか（ゾーンバス化により特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、乗継拠点）が利便増進計画の区域内に存する系

統とする。

2) 利便増進特例を受けようとする場合の取り扱いについて

主系統と、主系統以外の運行系統であって上記⑥ア. 又はイ. の基準を満たす運行系統（以下「他系統」という。）がある場合であって、次の a. ～ c. に掲げる場合においては、それぞれに規定する取り扱いとする。

なお、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合においては、主系統と他系統のそれぞれについて、利便増進特例の適用有無に応じて、交付要綱第6条第1項又は同条第2項の規定により補助対象経費を算出するものとする。

- a. 主系統と他系統のそれぞれについて活性化法第2条第13号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合
主系統を利便増進特例として交付要綱第6条第2項の規定により補助対象経費を算定するものとする。
- b. 主系統のみについて活性化法第2条第13号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合
主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。
なお、主系統のみについて活性化法第2条第13号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱わない場合は、主系統のみ利便増進特例として交付要綱第6条第2項の規定により補助対象経費を算定することとなる。
- c. 他系統のみについて活性化法第2条第13号イからハの事業のいずれかに該当し、他系統を主系統と同一の補助対象系統として取り扱う場合
主系統を交付要綱第6条第1項の規定により補助対象経費を算定するものとする。

オ. 交付要綱附則第4条に基づく東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持事業の特例に係る様式における輸送量の算出等については、上記ア. からウ. を準用する。

カ. 被災地域生活交通確保維持計画の認定申請について

交付要綱附則第7条に基づく別表28において定める「応急仮設住宅」及び「災害公営住宅」については、関係地方公共団体における公表等又は関係地方公共団体への確認により把握した応急仮設住宅への入居状況に基づき、認定申請時点において入居者が認められるものとする。

また、被災地域生活交通確保維持計画の認定申請時において、対象となる応急仮設住宅、災害公営住宅及びその入居状況を整理した資料一覧並びに補助対象系統が対象となる応急仮設住宅及び災害公営住宅から直線で1キロメートル以内を経由して運行することを図示した資料を添付するものとする。

さらに、特に、応急仮設住宅については、定期的に入居状況及び集約・撤去状況を把握することとし、補助対象事業期間中、補助対象系統において1キロメートル以内を経由す

る応急仮設住宅が1戸以上存在しない場合（入居者が認められない場合も含む。）には、交付要綱附則第11条第1項及び第10条第1項の規定により被災地域生活交通確保維持計画及び生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画含む。）の変更申請を行うものとする。

キ. 熊本地震被災市町村に係る生活交通確保維持改善計画の認定申請について

上記カ.の規定は、熊本地震被災市町村に係る生活交通確保維持改善計画の認定申請についても準用する。この場合において、上記カ.中「附則第7条に基づく別表28」とあるのは、「平成29年8月2日改正附則第2条に基づく附則別表2」と、「応急仮設住宅」及び「災害公営住宅」とあるのは、「応急仮設住宅」と、「被災地域生活交通確保維持計画」及び「被災地域生活交通確保維持計画及び生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画含む。）」とあるのは、「生活交通確保維持改善計画」と、「応急仮設住宅、災害公営住宅」及び「応急仮設住宅及び災害公営住宅」とあるのは、「応急仮設住宅」と読み替えるものとする。

また、生活交通確保維持改善計画の認定申請にあたっては、平成29年8月2日改正附則第2条に基づく附則別表2において定める「熊本地震発生後から平成28年度予算に係る補助対象期間の末日（平成28年9月30日）までにおける経常収支が当該地震により悪化したものと認められるもの」が確認できる書類を加えて添付するものとする。ただし、平成31年度予算以降に係る生活交通確保維持改善計画の認定申請にあつては、これを添付することを省略することができる。

⑧政令指定都市等が専らその運行を支援する地域内フィーダー系統について

「政令指定都市、中核市及び特別区が専らその運行を支援するもの」（交付要綱別表7補助対象事業の基準口①関係）については、政令指定都市、中核市及び特別区が地元負担額の8割を超える額を負担する場合には、「政令指定都市等が専らその運行を支援」に該当するものとして取り扱う。

⑨新たに運行を開始する地域内フィーダー系統について

ア. 実証運行を行った系統に係る取り扱い

地域内フィーダー系統の補助対象事業の基準のうち「当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの（交付要綱別表7補助対象事業の基準二①関係）」について、実証運行を行った系統が本格運行に移行する場合は、「新たに運行を開始するもの」として取り扱う。

ただし、当該系統が実証運行であったことについて、報告書等により明確に確認できることが必要である。

イ. 系統見直しに係る取り扱い

地域のニーズ等を踏まえて系統の見直しを行う場合においては、新たに運行する系統の主系統と、当該主系統と運行区間が重複する既存系統（新規系統の運行の開始の日の直前の1年間に運行されていた運行系統を含む。また、重複する既存系統が複数ある場合には、すべ

ての既存系統とする。)を比較し、当該主系統のうち、既存系統と運行区間が重複していない区間のキロ程が当該主系統のキロ程の20%を超える場合又は3キロ以上の場合、新たに運行を開始するものとして取り扱う。(系統の見直しに当たり、全区間の一部に他の道路が存在しない区間又は他の道路が存在する場合であっても、当該道路を車両が通行することが困難な区間がある場合は、これらの区間を除外して既存系統と重複していない区間のキロ程比率を算定することができる。)

ウ. サービス改善に係る取り扱い

地域のニーズ等を踏まえた予約システムの改善等によるサービス改善に資する取組(調査又は実証運行等の結果により、利用者数増加につながる有効性を合理的な根拠をもって説明可能なものに限る。)を行う場合については、「新たに運行を開始するもの」として取り扱う。

⑩地域間交通ネットワークについて

東日本大震災の被災地において鉄道仮復旧と位置づけられているBRTについては、交付要綱別表7(注)2.の「地域間交通ネットワーク」にある「鉄軌道路線」に含まれるものとする。

⑪地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金における運行回数等の算出等について

ア. 様式第1-1、2、6、7に添付する「表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)」の記載について

1) 計画運行日数について

補助対象期間中の総計画運行日数を記載する。なお、うるう年の処理は十分注意すること。

2) 計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。

イ. 「様式第1-8」の「4. 補助対象系統ごとの国庫補助金申請額、負担者とその負担割合」の記載について

1) 計画運行回数について

補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。

2) 実績運行回数について

原則として、補助対象期間中の全暦日数における総実績運行回数を記載する。なお、同期間中に上記⑦のイ.の天災その他やむを得ない事情が認められ、減便・運休した場合には、該当する運休回数を「運休回数のうち12条2項ただし書によりやむを得ないとして大臣が認めた回数」欄に記載することとする。

⑫道路運送法第21条許可事業者に対する補助について

交付要綱第4条第2項又は第15条第2項に基づく補助対象事業者に対する補助は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を開始した日から、原則として1年間に限り行うこととする。ただし、地域の実情により、1年間に限ることが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

⑬地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数と実績運行回数に著しく乖離が生じた場合等における補助金交付申請の取り扱いについて

地域内フィーダー系統確保維持事業は、地域の実情やニーズを踏まえて策定された確保維持改善計画により、地域の生活交通ネットワークの計画的な確保・維持の取組に対して支援を実施するものであるが、本事業の適切な実施を図り、より効果的かつ効率的な支援を実施する観点から、補助金交付申請について次のとおり取り扱うこととする。

ア. 路線型（路線定期運行又は路線不定期運行）については、確保維持改善計画に記載された補助対象期間中の計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%に満たなかった系統については、補助金交付申請の対象外とする。

イ. 区域型についても、待機時間を含めたサービス提供時間の割合にかかわらず、上記ア.と同様に、計画運行回数に対する実績運行回数の運行割合が30%に満たなかった場合は、補助金交付申請の対象外とする。

ウ. 1系統の補助金交付申請額が1千円未満の系統は、補助金交付申請の対象外とする。

⑭地方運輸局長等による交通不便地域指定の取扱いについて

市町村協議会等からの申請に基づく地方運輸局長等による交通不便地域の指定については、当初の指定以降に交通不便地域エリアの拡大・縮小などの変更がない限り、平成28事業年度末まで、継続して指定されたものとみなすこととする。

平成29事業年度以降については、5事業年度を1つの単位として、上記と同様に取り扱うこととし、市町村協議会等は、引き続き交通不便地域の指定が必要な場合、再度、交通不便地域指定の申請を行い、地方運輸局長等による交通不便地域の指定を受けることとする。

なお、地方運輸局長等は、適宜、指定した交通不便地域の状況を調査し、明らかに交通不便地域の状況が改善され、その後の継続指定の必要がないと判断される場合には、速やかに当該交通不便地域の指定を解除することとする。

注：地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画申請において、交通不便地域の補助対象人口は、毎年度、必ず記載することとし、確保維持改善計画を申請する年度の前年度の3月末現在の人口を住民基本台帳から算出するものとする。

⑮確保維持改善計画等の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第9条第1項（第18条の規定により準用する場合を含む。）に定める軽微な変更に係る陸上交通確保維持改善計画の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、地域間幹線系統補助に係る計画額の変更を生じない場合及び地域内フィーダー系統補助に係る変更である場合にあっては、大臣に陸上交通確保維持改善計画の変更を届け出ることをもって足りる（イ. に定める場合を除く。）。ただし、同計画に記載する事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 起点、主な経由地又は終点のいずれかが変更になるものの、系統キロ程に変更を生じない場合

（様式）

- ・ 当該届出に係る様式は、陸上交通様式第1から第3までに定めるところによる。

イ. 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、陸上交通確保維持改善計画の記載事項（表1から表9までの各表の記載事項を含む。）に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ 添付書類を変更する場合
- ・ 計画外により一時的に補助を受けずに増便する場合

⑯ 車両減価償却費等国庫補助金及び公有民営方式車両購入費補助国庫補助金に係る車両の付属品の取扱い等について

ア. 付属品の取扱い

本補助金における車両の取得に際し、次に掲げる付属品（当該付属品を起動・操作・固定するための器具及び部品を含む。）の取得に要する費用については、交付要綱別表12、別表12の2、別表12の3、別表14及び別表16に定める補助対象経費の額に含めるものとする。

- ・ 運賃箱、両替機
- ・ カードリーダー、ライター（ICカード対応のものは除く。）
- ・ 運賃表示器
- ・ 整理券発行機
- ・ 行き先表示器
- ・ 停留所名表示器
- ・ 乗降中表示灯
- ・ 放送装置
- ・ バックカメラ・バックカメラ専用モニター
- ・ 集中操作盤
- ・ アイドリングストップ装置
- ・ ニーリング装置

- ・ A B S
- ・ 押ボタン
- ・ 手すり
- ・ 補助ステップ
- ・ 車椅子用スロープ板
- ・ 車椅子固定装置
- ・ 車内滑り止め（凍結防止装置を含む。）
- ・ ボディー塗装（広告用の塗装を除く。）

イ. 補助ステップを取り付けた場合の取扱い

「地上から床面までの地上高が65センチメートル以下」（交付要綱別表11 補助対象事業の基準ハ、別表11の2 補助対象事業の基準ハ及び別表13 補助対象事業の基準ニ関係）については、自家用有償旅客運送者が運行の用に供する車両で、乗降を補助する目的で車両に一体的に取り付けられた補助ステップを有するものにあつては、当該補助ステップが地上から床面までの高さを補正するものとして、当該補助ステップを地上とみなす。

なお、高さの測定に当たっては、乗降の用に供される状態によるものとする。

⑰ 公有民営方式車両購入費国庫補助金の収支改善計画の取扱いについて

ア. 収支改善計画の記載事項について

1) 車両の代替による費用削減等の内容

補助対象事業者は、公有民営方式車両購入費国庫補助金により取得した車両の活用等によるバス事業者等が行う費用削減の取組やその効果等について、具体的に記載するものとする。

2) 代替車両を活用した利用促進策

補助対象事業者は、公有民営方式車両購入費国庫補助金により取得した車両の活用等によるバス事業者等が行う二以上の利用促進策について、具体的に記載するものとする。

【利用促進策の例】

- ・ 利用者のニーズに合わせた運行ダイヤの見直し、路線の再編
- ・ ノンステップバスの車内を活用した地域コミュニティの創出
- ・ バス停周辺住民への「営業活動」の実施
- ・ バス利用者等からの意見を聞く場（モニター会議等）の設置・意見聴取

イ. 収支改善計画の実施及び評価について

補助対象事業者は、策定した収支改善計画を着実に実施するとともに、2年目の補助金の交付申請時において、収支改善計画の実施内容及び自己評価の結果を報告するものとする。

その際、国土交通省は、その実施内容及び自己評価の結果を踏まえ、必要に応じ計画の修正を指示するものとする。

⑩貨客混載導入経費国庫補助金

交付要綱第1章第5節に規定する貨客混載とは、一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者が旅客運送の用に供する車両を用いて、旅客の手荷物以外の荷物を運送することをいう。

また、補助対象経費は、座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置、荷物固定のための柵の購入及び設置、コンテナの購入費用及び施設設置費用その他の貨客混載の導入に必要な車両の改造に要する費用とする。

(2) 離島航路に係る確保維持事業

①増便による利便性改善を行う場合の補助対象経費の算定方式の特例について

1日1便未満の補助対象航路において、現有船舶の運用効率化による増便により利便性改善を行う場合は、その内容を交付要綱第32条の確保維持改善計画に盛り込み、第35条第1項による認定を受けるに際し、当該航路に係る第30条の補助対象経費の算出については、増便後3年間に限り、別表19注意書き8により算出された燃料潤滑油費及び店費の実績見込額を加算することとする。

ただし、上記の取扱いは、当該航路において、以下の事項がいずれも満たされていることを条件とする。

- ・増便開始予定日から起算して、過去2年以内に減便が行われていないこと
- ・第2条第1項第1号の協議会において増便を5年以上にわたり継続することについて合意され、そのことが確保維持改善計画に明記されていること

②確保維持改善計画認定申請書に添付すべき書類について

交付要綱第33条第3項に基づいて確保維持改善計画に添付するものとしている「別に定める書類」は以下のものとし、その作成にあたっては、計画に基づいた見込を記載する（第34条第3項に基づき準用する場合を含む。）。なお、様式については別途定める。

- ・航路の科目別(見込)数値等調査票
- ・各科目分担率(見込)一覧表
- ・使用船舶の各航路別運航状況調
- ・旅客輸送人員及び運賃収入報告(見込)
- ・自動車航送輸送台数及び運賃収入調(見込)
- ・貨物輸送量及び運賃収入調(見込)
- ・燃料潤滑油費内訳(見込)
- ・便数利便性改善に係る内訳(①の特例を受ける場合に限る。)

③航路損益見込計算書及び航路損益計算書の作成方法について

交付要綱第33条第3項に基づく航路損益見込計算書(様式第2-4)及び第36条第2項に基づく航路損益計算書(様式第2-9)については、以下により算出するものとする。

- ・費用の計上方法が補助航路会計処理規程(昭和25年海輸第149号)に適合していないと

きは、これに適合させる。

- ・認可を受けた運賃の上限（省令で定める上限を設定する以外の運賃又は料金については届出制移行時点の運賃又は料金等を参考として設定した運賃・料金をいう。以下同じ。）を下回る運賃による収入があったときは、収支改善が認められる場合等を除き認可を受けた運賃の上限と同額による収入があったものとする。また、届け出られた運賃又は料金を下回る運賃又は料金による収入があったときは、届け出られた運賃又は料金による収入があったものとする。
- ・当該期間中に交付要綱第29条第2項及び第3項の基準に適合しなくなったときは、適合しなくなった日以後に発生した収入及び費用は、これを収入及び費用と認めない。
- ・対象航路が交付要綱第33条第4項の経営改善目標を設定している場合については、交付要綱第30条第3項の経営改善促進調整額は、同項前段の規定により算出された額から次の額を差し引いた額とする。
実績収支差見込額から基準期間の実績収支差額を差し引いた額
- ・交付要綱第33条第4項の目標収支率は、特殊な要因で補助金の交付を受けようとする補助対象期間での設定が困難な場合は、複数の補助対象期間で設定することを可能とする。

④補助金交付申請書に添付すべき附属書類について

交付要綱第36条第2項第二号に基づき添付が必要な「別に定める附属書類」は以下のものとし、その作成にあたっては、事業実施後の実績を記載する。なお、様式については別途定める。

- ・航路の科目別(実績)数値等調査票
- ・各科目分担率(実績)一覧表
- ・補助航路営業報告
- ・運賃及び料金表
- ・補助航路使用船舶明細
- ・使用船舶運航実績報告
- ・使用船舶の各航路別運航状況調
- ・旅客輸送実績及び運賃収入報告
- ・自動車航送輸送実績及び運賃収入調
- ・貨物輸送実績及び運賃収入調
- ・燃料潤滑油費内訳・船員費内訳
- ・船舶修繕費内訳
- ・船舶に関する利子内訳
- ・船舶減価償却費内訳
- ・船舶賃借(用船)料の内訳
- ・店費内訳
- ・役員報酬支給一覧
- ・損益計算書(補助航路・会社全体)の内訳
- ・兼営事業等の概要・便数利便性改善に係る内訳(①の特例を受ける場合に限る。)

⑤離島航路構造改革事業に係る確保維持改善計画に添付する「航路改善計画」について

交付要綱第45条第1項に基づいて離島航路構造改革事業に係る補助金交付申請書に添付するものとしている「航路改善計画」の作成に当たっては、交付要綱第3条第1項の協議会構成メンバーに財務会計専門家を加え、十分な航路診断・経営診断を行って作成するものとする。

⑥確保維持改善計画の認定申請時に添付された「運航計画書」について

ア. 運航計画書の提出について

運航計画書については、協議会等が提出することとなっているが、一方で、当該計画書は離島航路整備法第4条に基づき、航路事業者から大臣あて提出する必要があることから、別添の離島航路様式第1により確保維持改善計画書と併せて提出することとする。

イ. 運航計画書の変更について

上記ア. により航路事業者から提出された運航計画書に記載された事項について変更しようとする時は、離島航路整備法第7条、同法施行規則第3条及び第3条の2に基づき、離島航路様式第2による運航計画変更認可申請書を、軽微な事項に係る変更については、離島航路様式第3による軽微事項変更届出書を航路事業者から当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長等（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。）に提出するものとする。

ウ. 運航計画書の「軽微な事項に係る変更」について

上記イ. の運航計画書の変更のうち、軽微な事項に係る変更とは、以下のとおりとする。

- ・使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更
- ・使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、上記ア. の提出の際の運航計画（当該運航計画について変更認可を受けた場合にあっては、変更後の運航計画のうち最近のもの）に記載されたものよりも10%以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）
- ・上記ア. の提出の際の運航計画（当該運航計画について変更認可を受けた場合にあっては、変更後の運航計画のうち最近のもの）に記載された発着時刻の10分以下の変更

⑦確保維持改善計画の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第34条第1項に定める軽微な変更に係る生活交通確保維持改善計画又は離島航路確保維持計画（以下⑦において「離島航路に係る確保維持改善計画」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、内定額の変更を生じない場合（イ. に定める場合を除く。）にあっては、大臣に離島航路に係る確保維持改善計画の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、同計画に記載する事業の目標その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあっては、この限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 起点、主な経由地又は終点のいずれかが変更になるものの、航路距離に変更を生じない場合（様式）
- ・ 当該届出に係る様式は、離島航路様式第4から第5までに定めるところによる。

イ. 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、離島航路に係る確保維持改善計画の記載事項に変更を生じない場合にあつては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ 添付書類を変更する場合

(3) 離島航空路に係る確保維持事業

① 特定離島航空路線の要件

交付要綱第61条第2項に掲げる地点と、特定離島航空路線の就航先の2地点間での公共交通機関による移動時間が2時間未満の場合は、特定離島航空路線は補助対象として認めないものとする。

② 補助対象期間中の基準不適合

補助対象期間中に交付要綱第61条の基準に適合しなくなったときは、適合しなくなった日以後に発生した収入及び費用は、これを収入及び費用とは認めない。

③ 割引運賃を決定する際の留意事項

交付要綱第62条第4項の規定に基づき、離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合には、協議会は近隣にある他の離島航空路の運賃水準や航空路の事情を十分考慮し、公平性等に配慮した上で割引運賃を決定することとする。また、割引適用対象となる離島住民の具体的な確認方法についても、必要な場合には協議会で明確に決定することとする。

④ 基準運賃の通知

交付要綱第62条第4項第2号に規定する「基準運賃」については、毎年9月末までに翌年度の「基準運賃」を協議会あて通知するものとする。

ただし、基準運賃に変更がない場合にあつては、当該通知を省略できるものとする。

⑤ 確保維持改善計画認定申請書に記載すべき事項

ア. 交付要綱第65条第3項に規定する離島航空路運航計画書（様式3-2）について

対象路線毎に別葉とすること。また、計画便数は通常期の計画便数を記載することとし、繁忙期における増便や整備のための運休等については、備考欄に理由、期間、計画便数を記載すること。

なお、繁忙期の増便等やうるう年の処理には十分注意すること。

- イ. 交付要綱第65条第3項に規定する航空路損益（見込）計算書（様式3-3）について
- 1) 費用の計上方法が「運航費に係る航空機購入費補助金の申請に係る事務手続きについて（平成11年4月26日付け空事第188号）」に適合していないときには、これに適合させるとともに、収入及び費用の各項目において、実績額と見込額に10%以上の乖離がある場合には、増減理由を記載すること。
 - 2) 収入及び費用の各項目について、見込額の算定方法を具体的に記載した資料を添付すること。なお、見込額と実績額の不当な乖離が生じることがないように、補助対象期間の前年度上半期を含めた直近の経営状況を反映する等により、適正な算定に努めること。
 - 3) 当該航空路線が過去において補助対象であった場合には、直近の補助対象期間の収入及び費用に係る見込額と実績額を比較した結果の資料を添付すること。その際、収入及び費用の各項目において、実績額と見込額に10%以上の乖離がある場合には、増減理由を記載すること。

ウ. 実績損失見込額の算定について

災害等の予期しない事由があった場合については、実際には運航を行っていない場合であっても運航したのものとした輸送量を基に実績損失見込額を算定することを例外的に認めることが出来るものとする。

なお、災害等の予期しない事由として認めるか否かの判断は、協議会の議論を経て行うとともに、認める場合には確保維持改善計画にその旨記載すること。

エ. 航空機等購入費補助金を活用して購入した航空機の売却益の取扱い

補助対象経費の算定に当たっては、航空機等購入費補助金を活用して購入した航空機の売却益を交付要綱別表21（第62条第2項関連）の収益費目「I. 実績収益見込額 4. その他収入」に含めることとする。その際の売却益の金額は、航空機購入費用のうち自社が負担した費用の割合（率）相当額を除いた額とする。

オ. 上記ア. からウ. の妥当性を審査するため、追加資料の提出を求められることがある。

⑥確保維持改善計画策定後の変更

ア. 確保維持改善計画策定後に計画内容の変更が見込まれる場合について

予め協議会において事前に包括的な合意が得られている場合には、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第66条第1項の協議会の議論を経たものとして取り扱うことができるものとする。

- ・各補助対象路線の年間の計画運航回数の10%以内の増減
- ・各補助対象事業者に係る内定額の総額の10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されていること。

イ. 確保維持改善計画策定後に計画内容の変更が見込まれる場合について

予め協議会において事前に包括的な合意が得られている場合には、次に掲げる軽微な事項に係る変更については、交付要綱第66条第1項の規定に関わらず、交付要綱第66条第2項の規定に基づく認定申請を省略できるものとする。

- ・ 使用航空機の同一機種内の変更
- ・ 実績損失見込額に影響しない年間の計画運航回数
- ・ 発着時刻及び便名

3. 地域公共交通バリア解消促進等事業について

(1) 補助対象事業等

① 全ての種目に共通する事項

バリアフリー化設備等整備事業のうち、バリア解消に資する待合・乗継環境の向上及び情報提供に要する経費は、以下のとおりとする。(事業の構成要素のうち、バリア解消との関連性に乏しい部分は対象としない。また、老朽施設の更新に過ぎないと考えられるものについても対象としない。)

- ・ 主要な乗継拠点における待合施設の整備に要する経費
- ・ 主要な乗継拠点における乗継円滑化に要する経費
(停留所移設工事、情報提供案内板の整備等)
- ・ 情報提供のユニバーサルデザイン化に要する経費
 - － 鉄道駅やバス停留所番号、バス系統番号(行先番号)の設定・変更に伴う経費
 - － 案内放送(車内・車外アナウンス等)の改善に伴う経費
 - － 乗り継ぎ・時刻表・運賃検索サイト、バリアフリー対応情報提供サイト等のホームページの作成・改良に伴う経費
- ・ 上記の他、バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費として認められるもの

段差の解消及び多機能トイレの設置並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち、附帯工事費、補償費及び事務費については、以下のものとする。

- ・ 附帯工事費
 - － バリアフリー化設備等の整備に伴う建物の改修等(通路、階段等の新設、移設及び改築等)に直接要した費用で、本工事を実施するための仮設工事に直接要した費用を含むものとする。
- ・ 補償費
 - － 物件の移転等に伴う補償に直接要した費用とする。
- ・ 事務費
 - － 補助対象経費の区分に定める工事等に要する設計費及び工事監理費とする。

② 種目ごとの事項

(鉄道)

<利用環境改善促進等事業関係>

訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、次の a～d に掲げる地域とする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圏整備実施計画（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成 20 年法律第 39 号）第 8 条の規定に基づく計画）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記 a～c に準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

交付要綱別表 24（注）3. に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該 LRT システムの整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成 19 年国土交通省令第 80 号。以下「活性化法施行規則」という。）第 33 条第 1 号に掲げる「関連して実施される事業」（以下②において「関連事業」という。）として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該 LRT システムの整備が実施される鉄軌道の沿線市町村において、活性化法施行規則第 9 条の 2 各号に掲げるいずれかの事業（以下②において「計画事業」という。）が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村において上記要件を充足することが必要である。

<鉄道軌道安全輸送設備等整備事業関係>

交付要綱第 101 条第 3 項の特例措置の適用に当たっては、当該安全輸送設備等の整備事業が再編計画において関連事業として位置づけられることが必要であるとともに、当該安全輸送設備等の整備が実施される鉄軌道の沿線市町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該鉄軌道の持続可能性の向上に資すると認められるときに限るものとする。

なお、当該鉄軌道が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村において上記要件を充足することが必要である。

（自動車）

<バリアフリー化設備等整備事業関係>

ア. 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

イ. バス・タクシー車両関係

交付要綱別表第23に定めるバス・タクシー車両の移動円滑化に係る事業については、以下のとおりとする。

1) バス車両に係る車載機器類の取扱い

バス車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする。

- a. ノンステップバス標準仕様装備（リフト付きバスについても、これに準ずるものとする。）
- b. ニーリング、アイドリングストップ、オートマチック装置
- c. ABS装置
- d. 車椅子固定装置、床の滑止め加工
- e. 上記 a. ~d. の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの

2) 福祉タクシー車両に係る車載機器類の取扱い

福祉タクシー車両に係る車載機器類については、以下の車載機器類に限るものとする

- a. 車いす等固定装置
- b. 車いす用シートベルト
- c. 手すり
- d. 点滴等フック固定装置
- e. 車いす用ヘッドレスト
- f. 上記 a. ~e. の他、バリアフリー化に資する車載機器類であって、大臣が認めるもの。

ウ. 福祉タクシーの共同配車センター関係

1) 通信設備の整備として認められる経費

通信設備の整備に要する経費のうち資本系列の異なる複数のタクシー事業者で設置する福祉タクシー車両を共同配車するための共同配車センター（以下「共同配車センター」という。）で使用するための以下の通信設備の購入に要する費用を補助対象経費とする。ただし、携帯電話を含む電話等の通常の通信機器及び福祉タクシー車両以外の配車に使用する通信設備は、補助対象外とする。

- a. 無線用アンテナ
- b. 無線機
- c. データ専用受信機
- d. C T I / G I Sサーバー
- e. 通信制御装置
- f. 中央処理装置
- g. 地図画面表示装置
- h. 関連装置

2) 車載機器の整備として認められる経費

共同配車センターで配車する福祉タクシー車両に搭載する共同配車のための情報の送受信に必要な以下の機器の購入に要する費用を補助対象経費とする。

- a. GPSアンテナ、GPS受信機
- b. 操作機
- c. 信号処理装置
- d. 無線用アンテナ、無線機
- e. スピーカー、マイク
- f. ナビゲーション又はモニター装置
- g. 文字表示装置
- h. 携帯端末によるパケット送受信機（携帯電話のみの機能を有するものを除く。）

3) 配車業務に従事するコーディネーターの育成

共同配車センターにおいて配車業務に従事する者が、以下に示す資格の取得又は研修の受講を行う場合に必要となる費用（交通費を除く。）を補助対象経費とする。

- a. 訪問介護員養成研修（2級課程）
- b. 一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修
- c. 上記の他これらに準ずるものとして大臣が認める研修

なお、申請時点で訪問介護員の資格を有している者（取得見込みがある者を含む。）

又は上記 b.、c. の研修を修了している者（受講中の者を含む。）に係る費用は、補助対象としない。

エ. ノンステップバスの導入における軽微な変更に係る手続の簡略化について

ノンステップバスの導入に係る確保維持改善計画（生活交通改善事業計画を含む。以下エ.において同じ。）の内容を変更しようとする場合において、以下に掲げる事項については、変更に係る協議会の開催を省略することができる。ただし、補助金交付申請に際して添付した確保維持改善計画の策定時に、当該変更が生じた場合には協議会の開催の有無を協議会の長に一任することについて関係者の合意がなされた上でその旨が当該計画に明記され、かつ、現に変更の必要が生じた際に協議会の長が協議会の開催に省略に支障がないと認めた場合に限る。

【協議会の開催を省略することができる変更】

- ・ 導入台数の削減
- ・ 車両サイズの縮小（変更しようとする車両の補助対象経費が当初の車両の補助対象経費を超える場合を除く。）

<利用環境改善促進等事業関係>

ア. 補助対象事業者

補助対象事業者のうち、一般乗合旅客自動車運送事業者等に準ずるものとして大臣が認定した者の認定手続きについて、当該認定を受けようとする事業者は、補助金の交付申請をもって認定申請を行ったものとし、大臣は、補助金の交付申請の審査と併せて認定の審査を行

い、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

イ. BRTシステム整備関係

1) 補助対象経費は、連節ノンステップバスの導入及びそれと一体的に整備する停留所施設（停留所標識、上屋、風除け、ベンチ、情報提供システム等）、公共車両優先システム（PTPS）車載器（空港アクセス又は観光周遊に使用する車両に整備するものを除く。）又はバス車内の乗継情報提供システムの整備等（以下イ.において「BRTシステム整備」という。）に要する費用とする。

2) 訪日外国人旅行者の受入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域とは、次のa～dに掲げる地域とする。

- a 広域観光周遊ルート形成計画の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- b 観光圏整備実施計画（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号）第8条の規定に基づく計画）の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- c 地域資源を活用した観光地魅力創造事業の認定を受けている、又は認定を受ける見込みの地域
- d その他、上記a～cに準じて、訪日外国人旅行者の受け入れについて計画的な推進を実施していると認められる地域

3) 交付要綱別表24（注）3.に掲げる特例措置の適用に当たっては、当該BRTシステム整備の実施が再編計画に明確に位置づけられる（関連事業として定められる場合を含む。）ことが必要であるとともに、当該BRTシステム整備が実施される運行系統の沿線市町村において、計画事業が実施される場合であって、当該計画事業が当該系統と関連すると認められるときに限るものとする。

なお、当該運行系統が複数の市町村にまたがる場合は、それぞれの市町村において上記要件を充足することが必要である。

（2）考慮事項

地域公共交通バリア解消促進等事業による支援に当たっては、確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づく事業について、以下の事項を考慮しつつ、予算の範囲内で実施するものとする。

①全ての種目に共通する事項

- ・ 地方公共団体による費用負担が予定されている事業
- ・ 地方公共団体による各種計画に位置付けられている事業
- ・ 複数の市区町村の区域にまたがる広域的な事業
- ・ 複数の交通機関が連携して行う事業
- ・ 複数の交通事業者（自社グループを除く）が連携して行う事業

- ・公共交通以外の分野と連携して行う事業
- ・先進的な取組と認められる事業
- ・前年度からの継続事業その他の本年度中に事業を実施すべき緊急性が高い事業
- ・バリアフリー化設備等整備事業にあつては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成23年3月31日国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）における移動等円滑化の目標に沿った事業
- ・バリアフリー化設備等整備事業のうち旅客施設の移動円滑化に係る事業については、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上の施設及び1日当たりの平均的な利用者数が3,000人未満であっても公共性の高い施設
- ・上記のほか、特に高い公共性が認められる事業

②種目ごとの事項

（自動車）

- ・身体・知的・精神の3区分に係る障害者割引を行っている交通事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、当該障害者割引に係る認可申請中の者を含む。）が行う事業
- ・バス車両の移動円滑化に係る事業については、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）の基準に適合した車両（ノンステップバス及びワンステップバス）の導入比率が低い都道府県に係る事業及びリフト付バスの導入に係る事業
- ・福祉タクシー車両及び共同配車センターの整備に係る事業については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第8条の7に定める特定地域における事業者計画について、認可を受けた者、認可の申請を行った者又は予定している者であつて事業用自動車の減車又は営業方法の制限を行う者に係る事業及び同法第11条に定める準特定地域における活性化事業計画について、認定を受けた者、認定の申請を行った者又は予定している者であつて事業用自動車の減休車を行う者に係る事業
- ・福祉タクシー車両については、3両以上のまとまった台数の福祉タクシー車両の導入に係る事業

4. 地域公共交通調査事業について

（1）地域公共交通計画策定事業

①補助対象となる調査

活性化法法定協議会が策定する地域公共交通計画の策定調査が補助対象となる。

②実証調査の取扱い

本事業は、あくまで計画策定のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

③計画の見直しのための調査

地域のニーズに対応して地域公共交通計画を改善する等の計画見直しのための調査についても補助の対象となる。しかしながら、新たな交通サービスの実現に資する新規計画を策定するための調査等については、調査実施の緊急性、必要性が高いと認められることから、過去に地域公共交通調査事業（計画策定事業に限る。）の補助を受けた活性化法法定協議会が行う調査に優先する。

（２）地域公共交通計画推進事業

①利用促進に係る事業

交付要綱別表２５に定める補助対象経費のうち、利用促進に係る事業については、以下のとおりとする。

ア. 公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費

- ・公共交通マップ、総合時刻表、公共交通機関の「乗り方」のガイド、パンフレット等（地域住民のみならず他地域からの来訪者を対象としたものも含む。）の作成・配布に要する経費

イ. 公共交通・乗継情報等の提供に要する経費

- ・WEBページ作成費（保守管理費を除く。）、ポスター等作成費、広報費、乗換案内情報等のコンテンツプロバイダーへの情報提供を目的とした時刻情報等の電子化に伴う初期費用

ウ. 割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

- ・割引運賃の設定、企画切符発行等のための経費（乗車券発行システム、収入管理システム等の改修に要する費用を除く。）、広報費、調査費等（割引運賃設定に伴う減収分の補填については、含まない。）

エ. 地域におけるワークショップ等の開催に要する経費

- ・会場借料、講師招聘費（謝金、旅費等）、資料作成費用等（活性化法法定協議会の主催により、地域公共交通の利用促進のための検討、周知又は理解促進のために実施するもの限り、イベント開催費用を含まない。ただし、次に掲げる費用はこの限りでない。）
- ・イベント等における地域公共交通の利用方法の説明会（いわゆる「乗り方教室」）において用いるバス等の借料（体験乗車等の旅客の運送に係るものを除く。）及びそれらと一体的に実施するスタンプラリー等において用いるスタンプカード等の印刷に要する経費

オ. モビリティマネジメントの実施に要する経費

モビリティマネジメント（居住地域、学校、職場、特定路線等のターゲットを絞り、大規

模かつ個別的な働きかけにより自発的な行動変容を促すコミュニケーション施策。以下「MM」という。) 実施に係る以下に掲げる経費をいう。

- ・ 現況等の調査 (MMの一環としての事前調査・行動調査等をいう。) に要する経費
- ・ MM対象者に対するコミュニケーションアンケートの一環としての情報提供、行動プラン表の作成・配布・回収及びフィードバック等の実施に要する経費
- ・ MM対象者に対する体験乗車チケットの発行 (いわゆる「お試し用」として配布するものに限り、運賃制度に組み込まれて恒常的に実施するものを含まない。) に要する経費
- ・ MM対象者に対するノベルティの作成 (コミュニケーションアンケートの回収率の向上等を目的として提供するボールペンなどを対象とし、高額なものを含まない。) に要する経費

②計画の達成状況等の評価に係る事業

交付要綱別表25に定める補助対象経費のうち、計画の達成状況等の評価にかかる事業については、以下のとおりとする。

ア. 効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費

- ・ 地域公共交通計画に定められている目標等の効果検証のための調査に要する経費

イ. 協議会開催等の事務費

- ・ 会場借料、専門家招聘費 (謝金、旅費等)、資料作成費用等 (活性化法法定協議会の主催により、評価を実施するものに限る。)

(注) イ. に掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

③事業規模と補助額について

事業規模にかかわらず、補助額の上限は設定しないが、予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

また、1の補助対象事業者において、1の会計年度あたりの補助対象経費が50万円に満たない場合は補助金を交付しない。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第110条第2項 (第126条の規定により準用する場合を含む。) に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 変更届出で足りる場合

事業内容の変更の際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書 (変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書) 別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

(変更届出で足りる例)

- ・ 補助対象事業の内容のうち公共交通マップの作成を取りやめる場合

(注) 公共交通マップの作成を取りやめて時刻表の作成を追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

(注) 年度末を越える変更はこれに該当しない。

(様式)

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式第1から第2までに定めるところによる。

イ. 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書(変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書)別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあつては、特段の手続きを要しない。

(手続きを要しない例)

- ・公共交通マップや時刻表の印刷部数を減らす場合

(4) 特定被災地域公共交通調査に係る取扱い

交付要綱別表30の適用については、特定被災市町村において実証運行を実施する場合であつて、すべての実証運行が有償運行の許可を受けている路線であるときに限り、同表に定める有償による実証運行として扱うものとする。

この場合、有償による実証運行とは、以下のいずれかの運行に係るものとする。

- ・道路運送法施行規則第3条の3第1号、第2号及び第3号に規定する路線定期運行、路線不定期運行及び区域運行
- ・道路運送法第21条第2号に規定する乗合旅客の運送に係る運行
- ・道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送に係る運行

5. 地域公共交通利便増進事業

(1) 利便増進計画策定事業

①補助対象となる調査

地域公共交通計画に利便増進事業に関する事項が定められた場合(定めようとしている場合を含む。)において、利便増進計画の策定調査が補助対象となる。

②補助金の交付申請等に係る手続き

交付要綱第132条の規定により準用する第108条の補助金の交付の申請を行う際においては、①に定める地域公共交通計画における地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められていることが前提であることを原則とし、地域公共交通計画の写しを添付するものとするが、既に策定されている地域公共交通計画においてこれから当該事項を定めようとしている又はこれから当該事項を定めた地域公共交通計画を策定する場合は、申請を行う時点で想定している地域公共交通計画の変更又は策定のスケジュール等が明らかであることが必要である。

③実証運行の取扱い

4. (1) ②の規定は、利便増進計画策定事業において準用する。

(2) 利便増進計画推進事業

4. (2) の規定は、利便増進計画推進事業において準用する。この場合において、4. (2)

①及び②中「別表25」とあるのは「別表26」と読み替えるものとする。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

4. (3) の規定は、地域公共交通利便増進事業において準用する。この場合において、「第110条第2項(第126条の規定により準用する場合を含む。)」とあるのは「第129条及び第132条において準用する第110条第2項」と、「調査等様式第1から第2」とあるのは「調査等様式第3から第4」と読み替えるものとする。

6. 地域公共交通バリアフリー化調査事業について

(1) 移動等円滑化促進方針策定事業

①補助対象となる調査

市町村が策定する移動等円滑化促進方針の策定調査が補助対象となる。

②実証調査の取扱い

本事業は、あくまで移動等円滑化促進方針策定のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、常設の設備の整備や実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

③移動等円滑化促進方針の見直しのための調査

地域のニーズに対応して移動等円滑化促進方針を改善する等の移動等円滑化促進方針見直しのための調査についても補助の対象となる。しかしながら、地域のバリアフリー化の実現に資する新規方針を策定するための調査等については、調査実施の緊急性、必要性が高いと認められることから、過去に地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業に限る。)の補助を受けた市町村が行う調査に優先する。

(2) 移動等円滑化基本構想策定事業

①補助対象となる調査

市町村が策定する移動等円滑化基本構想(バリアフリー法第2条第23号に規定する公共交通特定事業及び同条第29号に規定する教育啓発特定事業が定められる予定のものに限る。)の策定調査が補助対象となる。

②実証調査の取扱い

本事業は、あくまで移動等円滑化基本構想策定のために必要なデータ収集・分析、アンケート調査の実施、検討会の開催、専門家の招聘等調査のための事業を補助するものであり、常設の設備の整備や実証運行を主目的とする調査事業は補助対象としない。

また、内容の変更・見直し等もなく本格運行への移行を前提とした実証運行については補助対象としない。

③移動等円滑化基本構想の見直しのための調査

地域のニーズに対応して移動等円滑化基本構想を改善する等の方針見直しのための調査についても補助の対象となる。しかしながら、地域のバリアフリー化の実現に資する新規移動等円滑化基本構想を策定するための調査等については、調査実施の緊急性、必要性が高いと認められることから、過去に地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化基本構想に限る。）の補助を受けた市町村が行う調査に優先する。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

交付要綱第135条及び第138条の規定により準用する 第110条第2項に定める軽微な変更の取扱いについては、以下のとおりとする。

①変更届出で足りる場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・補助対象事業の内容のうちアンケート調査の実施を取りやめる場合

（注）アンケート調査の実施を取りやめて地域データの収集・分析の実施を追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しない。

- ・補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合

（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・当該届出に係る様式は、調査等様式第5及び第6に定めるところによる。

②特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更に際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

(手続きを要しない例)

- ・アンケート調査の対象者数を減らす場合

7. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。

②二次評価

ア. 実施対象

バリアフリー化設備等整備事業及び鉄道軌道安全設備等整備事業を除く各事業については、自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、地方運輸局等に各担当部長等及び学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、地方運輸局等が作成した二次評価案等について審議する。地方運輸局等においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

地方運輸局等は、協議会に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、事業計画の見直し等を求め、協議会では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて確保維持改善計画、後続事業又は地域の取組等に反映させる。

二次評価の結果を含む事業評価の結果について、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業（利用環境改善促進等事業）にあつては補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の2月末までに、それぞれ地方運輸局等から国土交通省総合政策局へ提出することとする。

ウ. 複数年度評価（隔年評価）

地域公共交通確保維持事業のうち、以下の事由に該当する系統、航路又は航空路（以下「系統等」という。）に係るもの以外のものにあつては、二次評価を翌年度に一括して行うことができるものとする。この場合において、複数の系統等を包括的かつ一体的に評価しているときは、当該評価の単位ごとに当該事由への該当の有無を判断することとする。

【実施を必須とする系統等】

- ・前年度に二次評価を行っていないもの
- ・事業初年度のもの（地域公共交通調査事業の結果を受けて確保維持改善計画を策定し、地域公共交通確保維持事業に移行したものを含む。）
- ・一次評価の結果が芳しくないもの

【実施を地方運輸局等の任意選択とする系統等】

- ・協議会において二次評価の実施を希望するもの
- ・その他地方運輸局等において二次評価の実施が必要であると認めるもの

(2) 利便増進計画に基づく事業に係る評価について

利便増進計画に基づいて実施される事業（交付要綱の規定により補助対象事業の基準の特例等の適用を受けている事業をいう。）については、(1)の規定にかかわらず、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価をもって、(1)に掲げる評価に代えることができる。

(3) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び協議会において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則（平成23年12月5日 国総支第34号）

- ・2. (1) ⑦に係る改正については、平成24年度の補助対象期間に係る事業から適用する。

附 則（平成25年5月8日 国総支第9号、国鉄事第29号、国自旅第22号、国海内第11号、国空環第14号）

この要領の一部改正は、平成25年度予算から施行する。

附 則（平成25年11月29日 国総支第62号）

1. 施行期日

この要領の一部改正は、平成25年11月29日から施行する。

2. 経過措置

(1) 地域公共交通確保維持事業

①陸上交通及び離島航路に係る事業

この要領の一部改正の施行前（以下「要領改正前」という。）に、一部改正前の要領（以下「旧要領」という。）に基づいて平成25年度予算に係る事業（以下「25年度事業」という。）に関し事業評価を実施した事業及び平成24年度に地域公共交通調査事業の交付決定を受けた者が当該調査事業を踏まえて25年度事業において新たに補助額の内定を受けた事業については、25年度事業に限り、6. (1)に掲げる事業評価（自己評価及び二次評価をいう。以下同じ。）を実施することを要しない。ただし、協議会が事業評価の実施を希望する場合にあってはこの限りでない。

②離島航空路に係る事業

25年度事業に限り、事業評価は、旧要領6.(1)に掲げる期日までに実施し、事業評価の結果については、同(2)に掲げる期日までに国土交通省総合政策局へ提出するものとする。

(2) 地域公共交通バリア解消促進等事業

平成24年度予算に係る事業(以下「24年度事業」という。)に関し要領改正前に旧要領に基づいて事業評価を実施した事業については、24年度事業に限り、6.(1)に掲げる事業評価を実施することを要しない。

(3) 地域公共交通調査等事業

25年度事業に限り、事業評価は、旧要領6.(1)に掲げる期日までに実施し、事業評価の結果については、同(2)に掲げる期日までに国土交通省総合政策局へ提出するものとする。

附 則(平成26年3月28日 国総支第88号、国自旅第620号、国海内第94号、国空環第95号)

この要領の改正は、平成26年度予算から施行する。

附 則(平成26年5月21日 国総支第13号)

1. 施行期日

この要領の改正は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第41号)の施行の日から施行する。

2. 経過措置

①陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業

この要領の改正の施行の際、現に活性化法法定協議会が補助対象事業者となっている場合の2.(1)②ウ. 1)の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成27年4月9日 国総支第67号、国鉄都第128号、国鉄事第328号、国自旅第379号、国海内第119号、国空環第90号)

1. 施行期日

この要領の改正は、平成27年度予算から施行する。ただし、この要領の改正前の要領2.(1)

⑧エ.の規定の削除は平成27年5月1日に施行するものとする。

附 則(平成28年3月31日 国総支第61号、国鉄都第128号、国鉄事第471号、国自旅第408号、国海内第137号、国空事第7273号、国空環第77号)

この要領の改正は、平成28年度予算から施行する。

附 則(平成28年11月28日 国総支第46号、国鉄都第76号、国鉄事第201号、

国自旅第211号、国海内第111号、国空環第57号)

1. 施行期日

この要領の改正は、平成28年度第二次補正予算から施行する。

2. 経過措置

平成28年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月9日 国総支第16号、国鉄都第37号、国鉄事第58号、国自旅第50号、国海内第40号、国空事第209号）

・ 次の各号に掲げる改正について、当該各号に定める時点から施行する。

一 2. (1) (㊦エ及びカに限る。)、3. (1)、平成26年5月21日付改正附則2. ②及び平成27年4月9日付改正附則2. 平成29年度予算

二 2. (1) (㊦エ及びカを除く。) 及び (2) 平成30年度予算

附 則（平成29年8月2日 国総支第32号、国自旅第104号）

・ この要領の改正は、平成30年度予算から施行する。

附 則（平成30年10月25日 国総支第34号、国総安政第66号、国空事第882号）

この要領の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）附則第1条に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成31年2月25日 国総支第47号、国鉄都第129号）

1. 施行期日

この要領の改正は、平成30年度第二次補正予算から施行する。

2. 経過措置

平成30年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月5日 国総地第58号、国総交第98号）

1. 施行期日

この要領の改正は、令和元年度第一次補正予算から施行する。

2. 経過措置

交付要綱附則（令和2年2月5日）第3条第1項による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統については、以下のとおり取り扱う。

(1) 交付要綱第18条において準用する第8条第2項に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合とし、大

臣が指定する日は令和2年3月10日とする。

- (2) 交付要綱第18条において準用する第10条第1項に規定する大臣が別途指定する日は、令和2年3月31日とする。
- (3) 交付要綱別表7に規定する補助対象事業の基準二及びへについては、適用しないものとする。

附 則（令和2年4月2日 国総地第81号、国鉄都第266号、国自旅第335号）

1. 施行期日

この要領の改正は、令和2年度予算から施行する。

附 則（令和2年6月22日 国総地第33号、国総安政第22号）

この要領の改正は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第28号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（令和2年7月1日 国総地第35号、国自旅第79号）

1. 施行期日

この要領の改正は、令和2年度第二次補正予算から施行する。

2. 地域公共交通感染症拡大防止対策事業

交付要綱附則別表1（令和2年7月1日改正附則第2条及び第4条第2項関連）に規定する一般乗合旅客自動運送事業者への補助金（同表に定める実証運行に要する経費に限る。）の交付については、近年における営業収支、直近の決算における自己資本比率、関連事業の状況等に応じた優先採択を行うものとする。

附 則（令和3年2月16日 国総地第98号、国鉄事第635号、国自旅第408号、国海内第209号、国空事第1628号）

1. 施行期日

この要領の改正は、令和2年度第三次補正予算から施行する。

2. ポスト・コロナ時代地域公共交通活性化・継続事業

交付要綱附則別表1（令和3年2月16日改正附則第2条及び第5条第2項関連）に規定する一般乗合旅客自動運送事業者及び要綱第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこととされている事業を営む者への補助金（同表に定める実証運行に要する経費に限る。）の交付については、近年における営業収支及び資金繰りの状況、直近の決算における自己資本比率、関連事業の状況等に応じた優先採択を行うものとする。

3. 地域公共交通活性化・継続計画

交付要綱附則（令和3年2月16日）第4条の別に定める事項は、以下の通りとする。

- (1) 公共交通のデジタル化・システム化の取組
 - ・ AI・ICT等を活用したデジタル技術の活用に関する事項
 - ・ 地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に関する事項
 - ・ その他公共交通のデジタル化・システム化に関する事項
- (2) 感染症拡大防止対策の取組
 - ・ 業種別ガイドラインに則した感染症拡大防止対策の取組に関する事項
 - ・ 新技術の活用による感染症拡大防止対策に関する事項
 - ・ その他感染症拡大防止対策に関する事項
 - ・ 安全性の周知に関する事項
- (3) 事業の活性化・継続に資する新たな取組
 - ・ 観光需要の積極的な取り込みに関する事項
 - ・ 路線やダイヤの見直し等利用者利便の増進に関する事項
 - ・ 貨客混載に関する事項
 - ・ その他の事業活性化・継続に資する事項
- (4) 地方自治体との連携に関する取組
 - ・ 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画（今後策定するものを含む。）における位置づけに関する事項
 - ・ 事業の継続に係る地方自治体からの支援に関する事項
 - ・ 地域と連携した公共交通の利用促進に関する事項
 - ・ その他地方自治体との連携に関する事項
- (5) その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組

4. 交付決定の変更の軽微な変更

交付要綱附則（令和3年2月16日）第9条に定める軽微な変更は、以下の通りとする。

- ・ 補助対象事業の種別・名称、補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合。
- ・ 公共交通のデジタル化・システム化に要する費用、感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用の各費用内における流用をしようとするとき。

5. 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

交付要綱附則第22条の規定は、令和2年10月1日時点を基準とする。

6. 経過措置

交付要綱附則（令和3年2月16日）第23条第1項による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統については、以下のとおり取り扱う。

- (1) 交付要綱第18条において準用する第8条第2項に規定する確保維持改善計画を同項の期限までに提出しないことについて合理的な理由があるとして大臣が認める場合とし、大臣が指定する日は令和3年3月10日とする。
- (2) 交付要綱第18条において準用する第10条第1項に規定する大臣が別途指定する日は、令和3年3月31日とする。
- (3) 交付要綱別表7に規定する補助対象事業の基準二及びへについては、適用しないものとする。

7. 新型コロナウイルス感染症の影響による地域内フィーダー系統に係る補助金交付申請の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により輸送人員が減少したこと等により、計画運行回数と実績運行回数に著しく乖離が生じた場合においても、2. (1) ⑬ア及びイの規定は適用しないものとする。